

香芝市上下水道事業告示第9号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長

香芝市長 福岡 憲宏

1. 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称
検針及び開閉栓等業務委託
2. 指定公金事務取扱者
大阪府豊中市服部本町2丁目8番19号
関西水道用品株式会社
3. 指定公金事務取扱者としての業務開始日
令和6年7月1日
4. 委託した期間
令和6年7月1日から
令和7年3月31日